

【注意】

国土交通省航空交通管理センターにおいて行う
空域管理業務に関わる調整等の実施に関する協定

国土交通省航空交通管理センター長及び防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長は、「国土交通省航空交通管理センター（仮称）において行う空域管理業務に関わる調整等の細部に関する確認について」（平成16年8月31日、国空保第221号、国空制第400号、運訓第7531号）第7項の規定に基づき、国土交通省航空交通管理センター（以下「ATMセンター」という。）における調整等の実施について、次のとおり協定する。

令和6年11月18日

国土交通省
航空交通管理センター長

近藤 匡 生



防衛省航空幕僚監部
運用支援・情報部運用支援課長

野村 信



1. 定義及び適用

- (1) 「ATMセンター担当官」とは、航空交通管理管制官をいい、英語で「ATMO : Japan Civil Aviation Bureau (JCAB) Air Traffic Management Officer」と表記する。
- (2) 「空自担当官」とは、ATMセンターに配置された航空自衛隊連絡幹部をいい英語で、「JASDF Liaison (JASDF LNO)」と表記する。
- (3) 「高高度訓練空域等」とは、自衛隊高高度訓練／試験空域（同空域と重複する射場を含む。別表1のとおり。）及び特別な臨時訓練空域をいう。
- (4) 「調整訓練空域」とは、ATMセンター担当官と空自担当官との間で、事前調整に基づき使用承認する別表2に規定する空域をいう。
- (5) 「ITRA」とは、岩国臨時留保空域 (Iwakuni Temporary Reserved Airspace) をいい、運用に関する協定は、本協定とは別に定める。
- (6) 「機長等」とは、機長、航空警戒管制部隊、航空保安管制部隊、飛行部隊及び司令部の隊員をいう。
- (7) 「早期警戒管制機等」とは、早期警戒管制機及び早期警戒機をいう。
- (8) この協定に規定される時刻は、すべて日本標準時とする。なお、運用上世界協定時に換算することを妨げるものではない。

2. 高高度訓練空域等の使用

(1) ITRAとの分離

ATMセンター担当官及び空自担当官は、ITRAと重複する高高度訓練空域等について、2日前の18時までに空域の使用計画を確認し、ITRAと同時使用にならない処置を行う。

(2) 使用計画の通知

空自担当官は、高高度訓練空域等の使用予定前日の19時までに、使用予定日における高高度訓練空域等の使用計画を、別表3の空域区分ごとにATMセンター担当官に通知する。

また、使用計画に変更が生じた場合は、原則として変更前使用予定時刻又は変更予定時刻のどちらか早い時刻の6時間前（ITRAと重複する既存の高高度訓練空域等であり、かつITRAに係るノータムにより公示された時間帯において使用を予定する空域については1時間前）までに通知する。

緊急に使用する場合は、可能な限り速やかに通知する。

(3) 使用計画

前号における使用計画は次の事項を含む。

- ア 空域名称
- イ 使用予定時間帯
- ウ 使用予定高度帯
- エ その他必要な事項

(4) 使用状況

空自担当官は、高高度訓練空域等の使用当日に当該空域の使用状況に係る次の事項について、速やかにATMセンター担当官に通知する。

- ア 使用開始時刻
- イ 使用終了時刻
- ウ その他必要な事項

- (5) 前各号の通知により高高度訓練空域等を自衛隊が使用しないことが確認された場合、ATMセンター担当官は当該空域の使用について調整できる。
- (6) 第3号及び第4号における空自担当官からの通知並びに第5号における調整結果に係る空自担当官からの通知については、原則として航空局が運用するATMシステムの端末であり、空域の使用計画及び使用状況の入力や円滑な調整業務に必要な航空交通流の状況などATM関連情報の確認に使用する装置に入力することにより行う。

3. 調整訓練空域の使用

(1) 対象空域

空自担当官から調整する空域は別表2のとおりとする。

(2) 調整時機

前項の規定による。

ただし、次の空域使用に関して空自担当官は、使用開始予定時刻の24時間前までにATMセンター担当官に対して所要の調整を行う。

なお、イに係る変更については、既に調整した使用時間帯及び高度帯の範囲内とし、前日までにあっては都度、当日にあっては変更前使用予定時刻又は変更予定時刻のどちらか早い時刻の1時間前までにATMセンター担当官へ通報する。

ア 7時から21時までの時間帯以外の「S」空域における訓練又は試験飛行

イ 7時から16時30分までの間の「K-1-2 (FL260を超える空域) 及びK-1-3 (FL310を超える空域)」空域における整備試験飛行等

ウ 7時から13時までの間の「E-4」空域における訓練又は試験飛行

(3) 承認基準

ATMセンター担当官は、空自担当官から調整訓練空域の使用調整を受けた場合、航空交通管理上の影響を勘案し、必要な調整の後に承認する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しない。また、承認後、次のいずれかに該当する事態が発生した場合は、当該事態の発生又は発生連絡から復旧が確認されるまで、当該空域の使用の承認は取り消される。

ア 当該空域（ただし、S空域を除く）の範囲に関し、航空路監視レーダー又は洋上航空路監視レーダーにより覆域内を正常に監視できない場合

イ 飛行情報管理処理システム (Flight Object Administration Center System) (以下「FACE」という。)のうちシステム移行処理サブシステム、中継処理サブシステム及び飛行管理情報処理システム (Flight Plan and AMIS Data Processing System) (以下「FADP」という。)が正常に機能しない場合

ウ 関係機関間の直通電話回線が正常に機能しない場合

エ その他、航空交通の安全確保に重大な支障がある場合

4. ITRAの使用

運用に関する協定等による。

5. 調整経路の使用

- (1) ATMセンター担当官は、第2項第2号及び第3号並びに第3項第2号の通知

において使用予定がないことが確認された高高度訓練空域等に係る調整経路の使用が必要な場合、使用予定前日の20時までに次の事項を空自担当官へ連絡し、調整する。

- ア 調整経路名称
- イ 使用予定日
- ウ 使用予定時間帯
- エ 最低運用高度
- オ その他必要な事項

- (2) 空自担当官は、前号で調整された空域における当日の新たな使用計画が発生する可能性がない場合、当該調整経路の使用承認を通知する。
- (3) ATMセンター担当官は、前号により調整が終了した調整経路について、ノータムで公示する。

6. 特別な臨時訓練空域の使用

- (1) 空自担当官は、既存の空域では実施が困難な訓練（航空方面隊司令官以上の部隊等の長の計画による訓練）を実施する場合、原則として当該空域の使用予定日の5日前までに、次の事項をATMセンター担当官へ連絡し、調整する。

- ア 使用目的
- イ 使用予定空域
- ウ 使用予定日
- エ 使用予定時間帯
- オ 使用高度帯
- カ その他必要な事項

- (2) ATMセンター担当官は、前号で連絡を受けた特別な臨時訓練空域については、当該空域における航空交通管理上の影響を勘案し、必要な調整の後に承認し、空自担当官に通知する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しない。また、承認後、次のいずれかに該当する事態が発生した場合は、当該事態の発生又は発生の連絡から復旧が確認されるまで、当該空域の使用の承認は取り消される。

- ア 使用予定の特別な臨時訓練空域の範囲に関し、航空路監視レーダー又は洋上航空路監視レーダーにより覆域内を正常に監視できない場合
- イ FACEシステム移行処理サブシステム、FACE中継処理サブシステム又はFADPが正常に機能しない場合
- ウ 関係機関間の直通電話回線が正常に機能しない場合
- エ その他、航空交通の安全確保に重大な支障がある場合

- (3) ATMセンター担当官は、前号により承認した特別な臨時訓練空域について、ノータムで公示する。

7. 臨時分離措置及び移動分離措置について

(1) 調整時機

空自担当官は、臨時分離措置又は移動分離措置が必要な場合、原則として臨時分離措置については適用予定日の5日前、移動分離措置については3日前、ただし両省が予め取り決める範囲については24時間前までに、ATMセンター担当官へ連絡し、調整する。

(2) 事前確認

空自担当官は、前号に基づくATMセンター担当官との調整開始までに、次の事項を確認する。

- ア 臨時分離措置又は移動分離措置について、関係機関（航空局管制機関を除く）の所要と不要な重複がないこと
- イ 臨時分離措置又は移動分離措置について、航空路誌等の航空情報に公示されている訓練／試験空域や制限空域等との重複がないこと。また、重複がある場合は、事前に当該空域の統制機関と調整が完了していること。
- ウ 臨時分離措置又は移動分離措置が防衛省に委任されている進入管制区内に関連する場合及び米軍が管制業務を実施している進入管制空域に関連する場合に、当該空域を管制している部隊と調整が完了していること。

(3) 計画の提出

空自担当官は、臨時分離措置又は移動分離措置における計画に関する、次の事項を別表4の用語を用い、ATMセンター担当官へ連絡し、調整する。

- ア 臨時分離措置
 - (ア) 適用予定範囲
 - (イ) 適用予定日
 - (ウ) 適用予定時間帯
 - (エ) 適用高度帯
 - (オ) 訓練計画部隊並びに計画担当者の氏名及び商用電話番号
 - (カ) その他必要な事項
- イ 移動分離措置
 - (ア) 調整番号
 - (イ) 適用予定機の無線呼出符号及び型式
 - (ウ) 飛行予定日
 - (エ) 出発飛行場及びETD
 - (オ) 承認失効時刻（AVANA：APVL void for aircraft not airborne by (UTC). この時刻までに離陸しなかった場合、移動分離措置の承認が自動的に取り消される時刻。）
 - (カ) 到着飛行場及びETA
 - (キ) 飛行高度帯
 - (ク) 飛行経路
 - (ケ) 通過フィックス又は緯度経度により示される地点における通過予定時刻
 - (コ) 訓練計画部隊並びに計画担当者の氏名及び商用電話番号
 - (サ) 編隊に参加する全ての航空機が収まる水平距離と鉛直距離
 - (シ) その他必要な事項

(4) 承認基準

ATMセンター担当官は、空自担当官から臨時分離措置又は移動分離措置の調整を受けた場合、航空交通管理上の影響を勘案し、必要な調整の後に適用予定開始時刻又は出発予定時刻の24時間前までに承認する。承認した範囲が、FL290以上の場合、第9項の調整を含むものとし航空法第94条の2ただし書にかかる許可又はRVSM非適合機によるRVSM適用空域の計器飛行方式（以下「IFR」という。）による飛行にかかる許可を与える。

ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しない。また、承認後、次のいずれかに該当する事態が発生した場合は、当該事態の発生又は発生の連絡から復旧が確認されるまで、当該措置の承認は取り消される。

ア 臨時分離措置

- (ア) 当該措置適用範囲に関し、航空路監視レーダー又は洋上航空路監視レーダーにより覆域内を正常に監視できない場合
- (イ) F A C Eシステム移行処理サブシステム、F A C E中継処理サブシステム又はF A D Pが正常に機能しない場合
- (ウ) 関係機関間の直通電話回線が正常に機能しない場合
- (エ) その他、航空交通の安全確保に重大な支障がある場合

イ 移動分離措置

- (ア) 当該措置適用範囲に関し、航空路監視レーダー又は洋上航空路監視レーダーにより覆域内を正常に監視できない場合
- (イ) F A C Eシステム移行処理サブシステム、F A C E中継処理サブシステム又はF A D Pが正常に機能しない場合
- (ウ) その他、航空交通の安全確保に重大な支障がある場合

(5) 臨時分離措置の公示

A T Mセンター担当官は、前号により承認した臨時分離措置について、ノートムで公示する。

(6) 通知等

ア 臨時分離措置

(ア) 適用計画の通知

空自担当官は、臨時分離措置の予定前日の19時までに、適用予定日における臨時分離措置に係る適用計画を、A T Mセンター担当官に通知する。

- (i) 適用予定高度帯
- (ii) 適用予定開始時刻
- (iii) 適用予定終了時刻
- (iv) その他必要な事項

(イ) 適用状況の通知

空自担当官は、臨時分離措置に係る適用当日に次の事項について、速やかにA T Mセンター担当官に通知する。

- (i) 適用開始時刻
- (ii) 適用終了時刻
- (iii) その他必要な事項

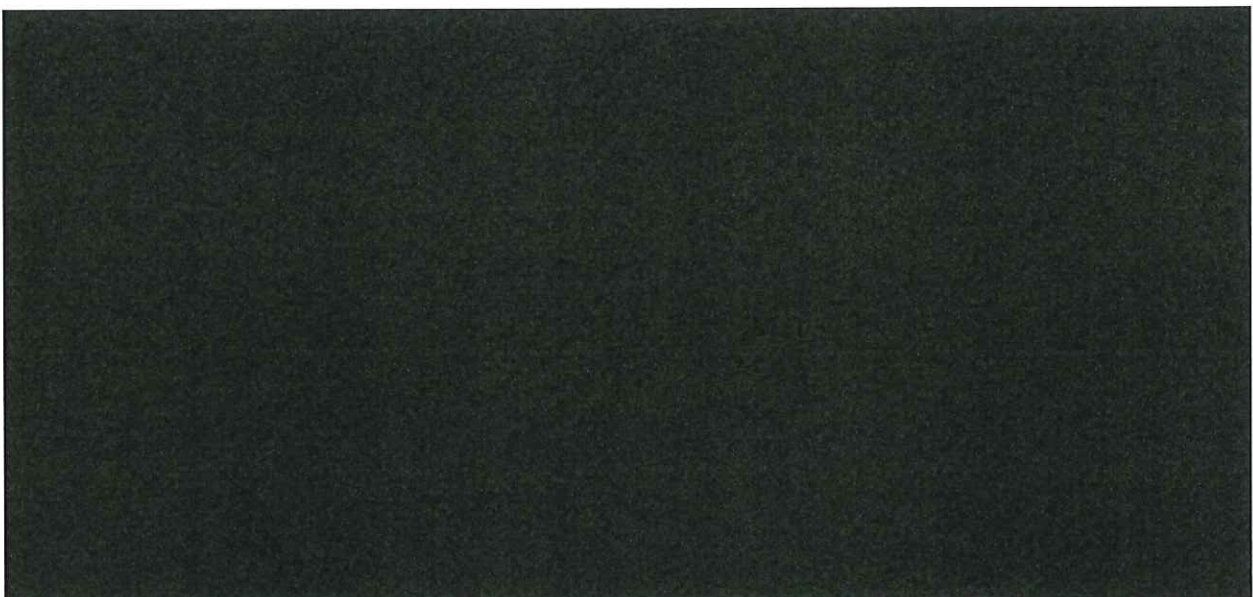
(ウ) (イ)の通知により臨時分離措置に係る範囲に関し自衛隊が適用を受けない場合、A T Mセンター担当官は当該範囲の使用を関係管制機関に許可することができる。

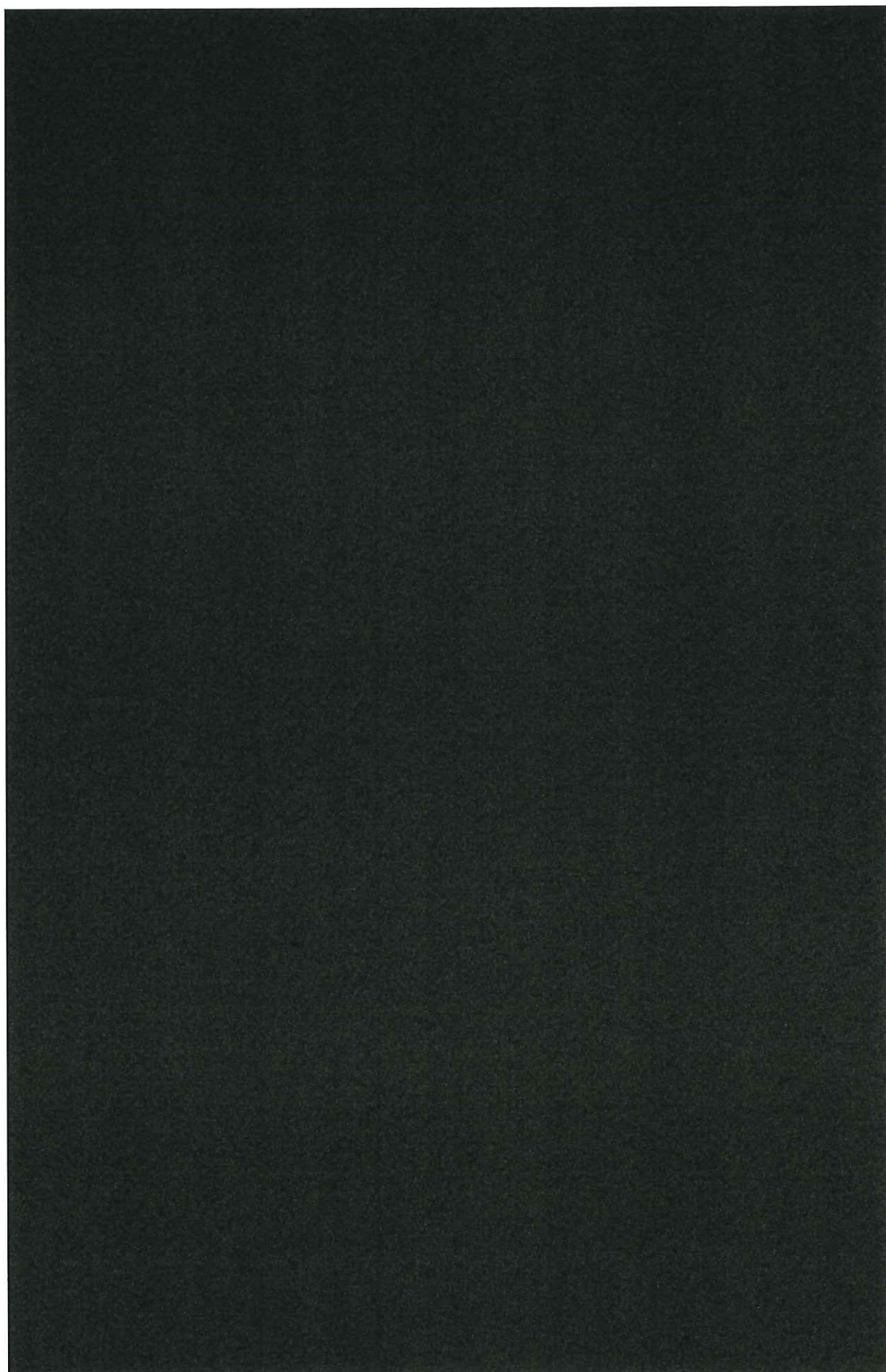
(エ) (ア)、(イ)、(ウ)における調整結果に係る空自担当官からの通知については、原則として第2項第6号と同様の手段より行う。

イ 移動分離措置

(ア) 空自担当官は、承認された計画において変更が生じた場合、A T Mセンター担当官に速やかに、かつ出発時刻前までに通知する。承認された移動分離措置の変更は、原則として次の事項に限る。

- (i) 航空機数の変更
 - (ii) 航空機型式の変更
 - (iii) 無線呼出符号の変更
 - (iv) 原則として24時間単位での出発予定時刻の変更
- (イ) 空自担当官は、承認された計画の中止をATMセンター担当官に速やかに通知する。
- (ウ) AVANAまでに出発できないと判断された計画は、24時間後の再計画とすることができる。その場合、空自担当官は、元となる計画の任務名にアルファベットの文字を付加し、ATMセンター担当官と調整を行う。(例：ZZZ001A)。なお、AVANAは、原則として最大1時間までとするが、適用機が航空交通の混雑が予想される飛行場等から出発する場合に限り、ATMセンター担当官は関係者と調整した上で柔軟に設定する。
- (エ) 空自担当官は、適用予定機が一機も出発していない状態で、かつ新たな出発時刻が定まらないものについて、次の事項を条件に、移動分離措置を保留状態とすることができる。
- (i) 保留状態は5日を超えてはならない。
 - (ii) 保留状態を解除する場合、空自担当官はATMセンター担当官に速やかに計画の変更を通知し、調整を行う。変更の通知は、新たな出発予定時刻から24時間前までとする。
- (7) その他
- ア 空自担当官は、移動分離措置適用時のトランスポンダーの応信について、ATMセンター担当官に編隊の隊形を提示した上で次の事項を調整する。
- (ア) 応信対象機
 - (イ) 応信時機
 - (ウ) その他必要な事項
- イ 移動分離措置の調整、変更通知及び取消通知に係る調整手段は、電子メールとし、代替手段は、調整票等の手交とする。また、軽微な調整については、対面による口頭調整を可とする。





9. 計器気象状態におけるVFRによる飛行及びFL290以上の空域における飛行に関する調整

空自担当官は、機長等から、航空自衛隊による計器気象状態におけるVFRによる飛行、FL290以上の空域におけるVFRによる飛行又はRVSM非適合機によるFL290以上の空域におけるIFRによる飛行について要請を受けた場合、「計器気象状態における有視界飛行方式による自衛隊機の飛行等及び国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する協定」（令和6年4月26日、国空制第61号、防防基第10364号）に基づき、ATMセンター担当官と調整する。

10. 大規模演習等に伴う移動計画及び長距離運航等に関する調整

空自担当官は、自衛隊の大規模演習、観閲式等に係る航空機のIFRによる移動計画及び部隊等からの要請による国内外における長距離運航等に関し、ATMセンター担当官と調整する。

11. 空域の有効利用のための調整

両担当官は、上記のほか、空域の有効利用、民間航空機の安全かつ効率的な飛行及び自衛隊の運用の円滑な実施を図るため、必要な調整を実施する。

12. その他

- (1) 移動分離措置の調整に使用する標準経路について、別途ATMセンター担当官から空自担当官へ通知を行う。
- (2) 国土交通省航空交通管理センター長及び防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長は、本協定を一定期間毎に評価し、改正等が必要な場合は相互に協議する。

附則

- 1 この協定は、令和6年11月28日から施行する。
- 2 「国土交通省航空交通管理センターにおいて行う空域管理業務に関わる調整等の実施に関する協定」（令和3年3月25日）は、令和6年11月27日限り廃止する。

別表 1

自衛隊高高度訓練／試験空域	射場
B	R-129
	R-131
D	R-532
E	R-121
K	R-144
L	R-109
	R-533
N	R-134

上記の他、航空自衛隊により臨時に運用される射場を含む。

空自担当官から調整する空域は下表のとおりとする。

A 空域	A-11S、A-12S、A-13S、A-21S、A-22S、 A-23S、A-24S、A-3S及びA-4S
D 空域	D-2、D-3、D-4
E 空域	E-2、E-3、E-4
G 空域	G-2、G-3
N 空域	N-21、N-22S、N-22F、N-23S、N-23F、 N-24S、N-24F
S 空域	
U 空域	
K 空域	K-1-2 (FL260を超える空域)、K-1-3 (FL310を超 える空域)

	運用区分	運用区分名称
A 空域	A-11H、A-12H、A-13H、A-21H、A-22H、A-23H、A-24H、 A-3H、A-4H	A-H
	A-11S、A-12S、A-13S、A-21S、A-22S、A-23S、A-24S、 A-3S、A-4S	A-S
B 空域	B-1(4130N 以北)、B-2、B-4(4130N 以北)、R-131(4130N 以 北)、	B-N
	B-1(4130N 以南)、B-3、B-4(4130N 以南)、R-131(4130N 以 南)、R-129	B-S
C 空域	C-1(千歳タカン(ZYT)と 4336N13858E を結んだ線分以北)、 C-3	C-N1
	C-1(4200N 以北かつ千歳タカン(ZYT)と 4336N13858E を 結んだ線分以南)、C-2(4200N 以北)	C-N2
	C-1(4100N 以北かつ 4200N 以南)、C-2(4200N 以南)	C-S1
	C-1(4000N 以北かつ 4100N 以南)	C-S2
	C-1(4000N 以南)	C-40S
L 空域	L(13335E 以西)及び R-533、R-109	L-1
	L(13500E 以西かつ 13335E 以東)	L-2
	L(13500E 以東)	L-135E
P 空域	Area P として AIP 公示されている空域のうち P-5 南縁以 北	P-N
	Area P として AIP 公示されている空域のうち P-5 南縁以 南	P-S

別表 1 に記載した射場を含む。

なお、R-109 及び R-533 は、ITRA の使用区分に含むことができる。その場合は、使用する R-109 及び R-533 の区域に該当する ITRA を関連する協定等に基づき、通知するものとする。

臨時分離措置及び移動分離措置の要求及び承認に用いる略語一覧

ADMIS (number)	Aircraft departing at (number of minutes/seconds) intervals
AIRFL	Air refuel or aerial refueling
APREQ	Approval request
APVL	Approval
ATC	Air Traffic Control
AVANA	APVL void for aircraft not airborne by (time in UTC)
BGN	Begin
BMBR	Bomber
BNDD	Bounded
CDN No.	Coordination number
CLMB	Climb
CMPS	Compress
DPRT	Depart
DRCT	Direct
DSND	Descend
EAR	End air refueling
ETA	Estimated time of arrival
ETD	Estimated time of departure
FREQ	Frequency
IFPPF	Individual flight plan from this point
KTAS	Knots true airspeed
LVLOF	Level off
MITO	Minimum interval takeoff
MNVR	Maneuver
RAVEC	Radar vectors
RCVR	Receiver aircraft in air refueling
RSVN	Reservation
RTB	Return to base
TNKR	Tanker
XPND	Expand

